

尼保疾 第211号  
令和5年4月17日

難病指定医 各位  
協力難病指定医 各位

尼崎市保健所  
疾病対策課長

特定医療費（指定難病）受給者証の更新手続きにかかる臨床調査個人票（診断書）  
について

平素は、本市保健行政にご協力を賜り誠にありがとうございます。

本市では、令和5年6月12日から今年度の特定医療費（指定難病）受給者証の更新手続きを開始する予定ですが、作成いただく臨床調査個人票（診断書）について、今年度から患者様への当該様式送付を廃止いたします。

つきましては、難病指定医及び協力難病指定医各位におかれましては、大変お手数ですが、下記厚生労働省のホームページから様式をダウンロードするなど、ご用意のうえ、作成いただき、患者様にお渡しいただきますようお願いいたします。

1 臨床調査個人票（診断書）掲載ホームページについて

兵庫県ホームページ（「難病医療費助成制度に関するご案内」で検索）の指定難病の概要、診断基準等、臨床調査個人票（新規・更新）についてのページから、該当する疾病についての厚生労働省のリンク先をご参照ください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/mokujinanbyou.html>

2 現在認定されている患者様の病名について

特定医療費（指定難病）受給者証の病名の欄をご確認ください。

以上

（ アスベスト・難病担当  
TEL：06-4869-3053 ）